

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2025年10月29日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：モロッコ国流域とダム貯水池のための総合土砂管理プロジェクト
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「事業実施・支援業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書

業 務 名 称：モロッコ国流域とダム貯水池のための総合土砂管理プロジェクト

調達管理番号：25a00590

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2025年10月29日
独立行政法人国際協力機構
国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：モロッコ国流域とダム貯水池のための総合土砂管理プロジェクト

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

なお、本邦研修に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦研修に分けて積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2026年1月 ～ 2030年1月

以下の契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定しています。

第1期：2026年1月～2027年2月

第2期：2027年3月～2030年1月

なお、上記の契約履行期間の分割案は、JICAの想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めます。契約履行期間の分割の結果、契約履行期間が12ヶ月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

第1期

1) 第1回（契約締結後）：契約金額の34%を限度とする。

2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の6%を限度とする。

第2期

- 2) 第1回（契約締結後）：契約金額の13%を限度とする。
- 3) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の13%を限度とする。
- 4) 第3回（契約締結後25ヶ月以降）：契約金額の13%を限度とする。

（6）部分払の設定¹

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

第1期は部分払いの想定はありません。

（第2期）

- 1) 2027年度（2028年2月頃）
- 2) 2028年度（2029年2月頃）

2. 担当部署・日程等

（1）選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

（2）事業実施担当部

地球環境部水資源グループ水資源第一チーム

（3）日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2025年11月4日 まで
2	企画競争説明書に対する質問	2025年11月5日 12時まで
3	質問への回答	2025年11月10日まで
4	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2025年11月21日 12時まで
5	プレゼンテーション	行いません。
6	評価結果の通知日	2025年12月3日まで
7	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで （申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM ）

¹ 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・ 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2. (3) 参照

2) 提出先：<https://forms.office.com/r/X9kJapuxmK>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 質問への回答

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイトPARTNERを通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

1) プロポーザル・見積書

① 電子データ (PDF) での提出とします。

② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。

本見積書と別見積書はPDFにパスワードを設定し格納ください。ファイル名は「25a00590_〇〇株式会社_見積書（または別見積書）」としてください。

③ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。パスワードは別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。

④ 別見積については、「第3章4. (3) 別見積について」のうち、1) の経費と2)～3) の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。

⑤ 別提案書（第3章4. (2) に示す上限額を超える提案）がある場合、PDFにパスワードを設定し格納ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてからメールでe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

(3) 提出先

国際キャリア総合情報サイトPARTNER (<https://partner.jica.go.jp/>)

(ただし、パスワードを除く)

(4) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) 別提案書(第3章4.(2)に示す上限額を超える提案がある場合)

7. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価(技術評価)を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点(100点満点中60点)を下回る場合には不合格となります。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

また、第3章4.(2)に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず(プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします)、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

(1) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ(副業務主任者1名の配置)としてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが業務主任者でも可)、一律2点の加点(若手育成加点)を行います。

2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点(若手育成加点有の場合は加点後の評価点)について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

8. 評価結果の通知と公表

評価結果(順位)及び契約交渉権者を上記2.(3)日程の期日までにプロポーザ

ルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

不明・不明瞭な事項はプロポーザル提出期限日までの質問・回答にて明確にします。

プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

1. 企画・提案を求める水準

応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録（以下、「R/D」）で設定したプロジェクトの目標、成果、主な活動に対して、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

- 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.（2）「2）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No.	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項
1	総合土砂管理におけるDX（Digital Transformation）の推進のための活動内容	第3条2.（5）
2	水資源の利用可能性に対する気候変動の想定される影響および対策	第4条2.（1）①
3	短期・中期・長期の総合土砂管理計画における	第4条2.（1）②

	想定される内容	
4	総合土砂管理のための協議体の機能や強化における想定される内容	第4条2. (1) ③

3. その他の留意点

- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
 - ① 特殊傭人費（一般業務費）での傭上。
 - ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（個人。法人に所属する個人も含む）（第3章「2. 業務実施上の条件」参照）。
 - ③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「3. 競争参加資格」参照）。
- 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。
- ☒ プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書（案）に加えて、詳細計画策定調査報告書等の関連資料を参照してください。

【2】特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第4条 業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、プロジェクト目標達成に資することを目的とする。

第2条 業務の背景

別紙「案件概要表」のとおり。

- ・ 詳細計画策定調査実施時期：2024年7月
- ・ RD署名：2025年9月11日

☒別紙「案件概要表」と本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載間の齟齬がある場合は、本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載が優先される。

第3条 実施方針及び留意事項

1. 共通留意事項

別紙「共通留意事項」のとおり。

2. 本業務に係る実施方針及び留意事項

（1）業務の目的

本業務は、Moulouya流域及びSebou流域において、総合土砂管理計画の策定及びパイロット活動の実施、協議体の形成と機能強化等を行うことにより、総合土砂管理計画の策定および実施のための強化を図り、もってモロッコ国の総合土砂管理計画で提案された優先プロジェクトの実施およびパートナーシップの強化に寄与することを目的として実施する。

（2）協力対象地域

総合土砂管理計画を策定し、パイロット活動を実施する各対象流域について、詳細計画策定調査において以下のとおり、設備・水利省水利総局水利計画・調査局（Directorate of Water Research and Planning, General Directorate of Hydraulics of Ministry of Equipment and Water。以下、「DRPE」という。）と合意した。対象流域のうち主に検討する流域を、以下の図の赤い丸の通り示しているが、詳細範囲についてはプロジェクト開始後に検討、関係機関と協議の上、JCC等において決定する。

- ① Moulouya 流域： Mohamed V ダム及び Mechar Homadi ダム上下流を含む

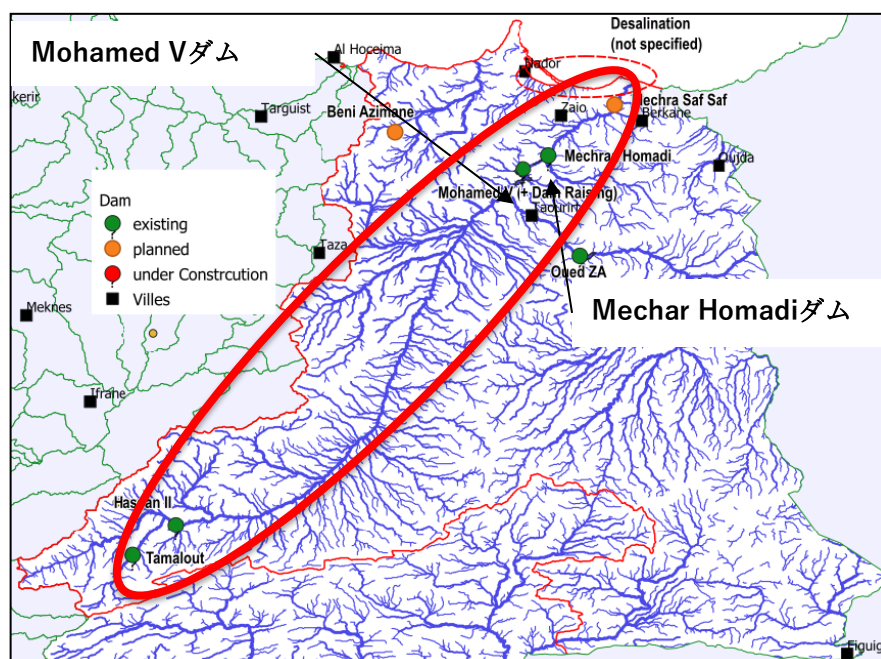


図1 Moulouya流域における既存および計画中のダム

- ② Sebou 流域下部： 主要な既存ダムの直下流域を中心とする

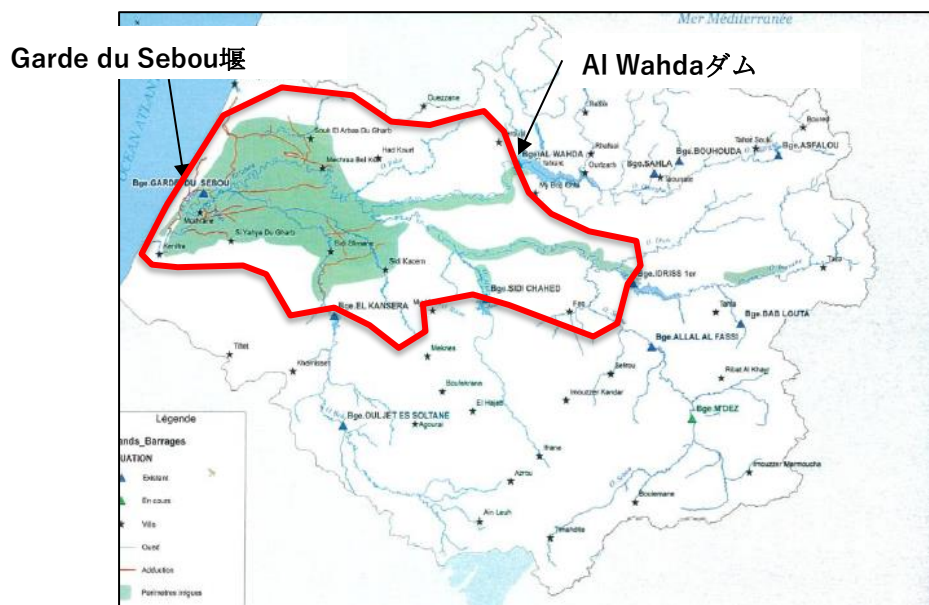


図2 Sebou流域における既存および計画中のダム

(3) 実施体制

本業務の実施体制について、詳細計画策定調査において以下のとおり提案し、実施機関であるDRPEと協議の上、合意した。プロジェクト開始後、必要に応じてDRPEと調整する。

合同調整委員会（以下「JCC」という。）メンバー（カウンターパート）：

- ・ Chair兼Project Director：設備・水利省水利総局（General Directorate of Hydraulics。以下「DGH」という。）総局長
- ・ Project Manager：DRPE局長
- ・ Project Coordinator：DRPE水・異常現象管理部水資源サービス管理課長

関連機関（政策官庁）のメンバー：

- ・ 設備・水利省水利整備局（Directorate of Hydraulic Works。以下「DAH」という。）担当部長
- ・ 農業・漁業省水利・森林局（Ministry of Agriculture, Fisheries, Rural Development, Water and Forest。以下、「ANEF」という。）担当部長
- ・ 農業・漁業省（Ministry of Agriculture, Fisheries, Rural Development, Water and Forest。以下、「MAPMDREF」という。）担当部長
- ・ 国営電力・水道公社（Electric Power and Water Supply Corporation。以下、「ONEE」という。）担当部長
- ・ 内務省（Ministry of Interior。以下、「MOI」という。）担当部長

関連機関（地域・流域）のメンバー：

- ・ Moulouya 流域公社（Agency of Hydraulic Basin, Moulouya。以下、「ABH Moulouya」という。）局長
- ・ Sebou 流域公社（Agency of Hydraulic Basin, Sebou。以下、「ABH Sebou」という。）局長
- ・ 地域農業開発公団（Regional Office for Agricultural Development。以下、「ORMVA」という。）担当部長

その他のメンバー：

- ・ JICA 調査団
- ・ 世界銀行（オブザーバー）
- ・ JICA 事務所、JICA 本部、日本大使館、その他双方が必要と認める者

（４）統合水資源管理（Integrated Water Resources Management。以下「IWRM」という。）の観点での協力の実施

水不足やそれに起因する利害対立を解決して限られた水資源を有効に活用していくためには、科学的データを蓄積し、科学的・技術的根拠に基づいて、利害を調整し合理的に水資源の持続的利用と保全を推進する責任主体を育成する必要がある。また、事業を実施する主体が複数にまたがる場合が多く、利害関係者も多いことから、十分に機能する協議体を形成・運営し、社会的合意形成に基づいて水資源を巡る課題を解決していく体制を構築する必要がある。

発注者は「課題別事業戦略（グローバル・アジェンダ）19. 持続可能な水資源の確保と水供給」を策定し、「クラスター事業戦略「地域の水問題を解決する実践的統合水資源管理」」に沿って、モロッコにおける総合土砂管理に係るローカルシナリオを作成し、DRPEと合意した。本プロジェクトは、統合水資源管理の観点から貯水池だけでなく上下流を含めた流域全体で検討し、関連する複数のセクターの関係機関とも調整・連携し、利害関係者の対立を解消し、地域の水問題を継続的に解決できる状態の構築を目指す。

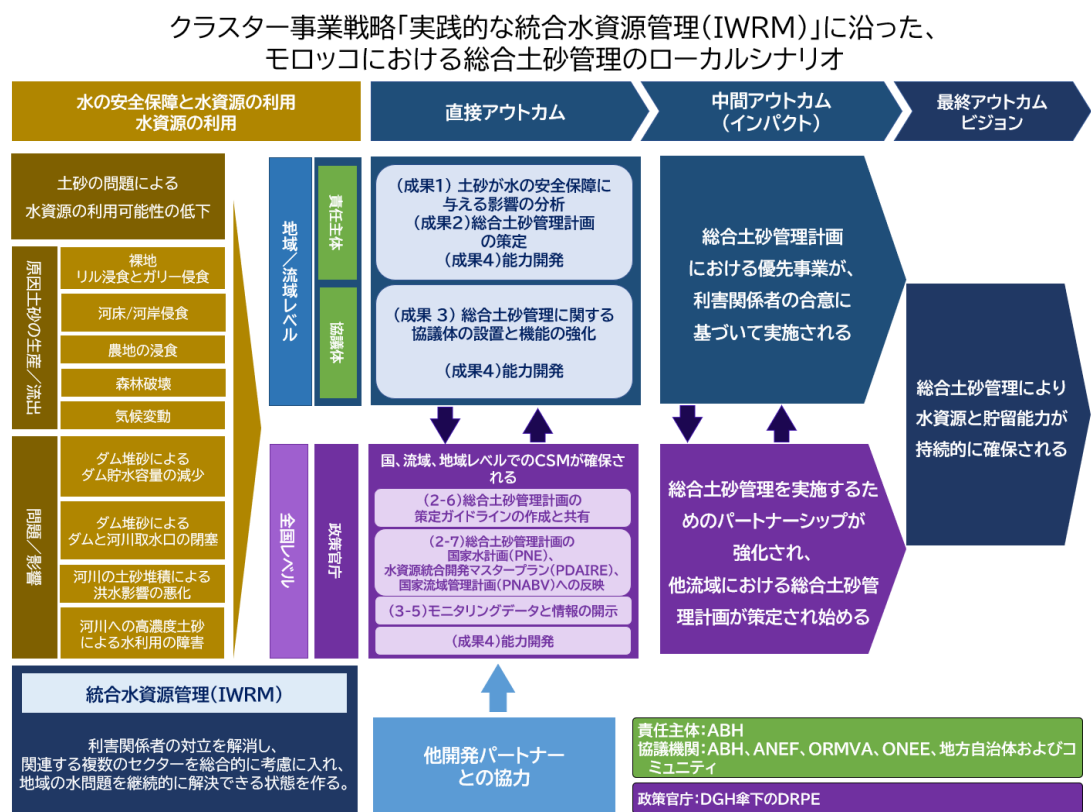


図3 クラスター事業戦略「地域の水問題を解決する実践的統合水資源管理」に沿った、モロッコにおけるローカルシナリオ

(5) 総合土砂管理計画

総合土砂管理計画の暫定的な項目（案）については以下のとおりとする。総

合土砂管理計画の目標年は2050年で、短期・中期・長期の計画を含むこととして、DRPEと合意している。プロジェクト開始後に詳細を検討、協議の上、JCC等において決定する。

1. 水資源ポテンシャル、利用可能性、水需要および水収支
2. 土砂収支と水収支への影響
3. 利害関係者の分析
4. 流域全体の土砂モニタリングシステム
5. 流域保全計画
6. 農地保全計画
7. 貯水池の土砂対策
8. 河川の土砂流出対策
9. 総合土砂管理計画の計画と設計
10. 住民参加を含む協議体の計画と運営
11. コストと便益の分析
12. 実施体制とスケジュール
13. 他流域における総合土砂管理計画策定のガイドライン

総合土砂管理計画における対策事業の実効性を確保するためには、（６）の国家計画への反映や（７）パイロット活動の実施による有効性の検証だけでは不十分であるため、計画策定や国家計画への反映を検討する際、総合土砂管理事業の実施を推進するための協議体・コスト・実施体制等を念頭に検討する。

また、対象流域における土砂を適切に管理し、ダム貯水池への土砂流入・堆積を抑制するための総合土砂管理計画（案）を策定する際（活動2-3）、特に優先して実施すべき優先プロジェクト（案）を検討する。検討に当たっては、（１４）発注者の既存事業を参考にし、また実施機関であるDRPEだけでなく、関連機関のうち農業・海洋漁業・地方開発・水・森林省 農業・漁業省水利・森林局（ANEF）等を含めて統合的で実効性が確保された土砂管理対策事業を検討する。検討内容は、設計・施工計画および環境調査等は不要だが、優先プロジェクト（案）の概算事業費や開発効果（指標）、実施体制、経済評価等の検討を行う。

（６）国家流域管理計画（「National Watershed Management Plan、「PNABV」）と総合土砂管理計画の調和

対象流域であるMoulouya流域のMohamed Vダムと、Sebou流域のAl Wahdaダムの上流域は、PNABVにおいて流域管理の最優先ダム流域として設定されている。本プロジェクトで作成する総合土砂管理計画の内容を今後の国家水計画

(National Water Plan)、水資源統合開発マスタープラン (Master Plans for the Integrated Development of Water Resources)、PNABVに反映することについて、DRPEと合意しているため、プロジェクト開始後に詳細を検討、協議する。

(7) 総合土砂管理の有効性の検証のためのパイロット活動

対象流域において、ダム貯水池だけでなく上流の土砂管理対策や下流の土砂影響緩和に寄与し、総合土砂管理対策のうち、短期的な対策の実践や中長期的な対策の有効性を検証することを目的として、パイロット活動を実施する。内容については、環境社会配慮を検討し、事前に発注者およびDRPEと調整の上、実施し、効果及び定量的な有効性を検討する。

パイロット活動1については、本プロジェクト後も継続的に活用できるよう整備および維持管理に関する能力強化も併せて検討する。パイロット活動2については、費用対効果や副次的効果の可能性を検討の上で、自然を活用した解決策 (Nature-based Solutions。以下「NbS」という。) 等の考え方を踏まえた検討を行う。

パイロット活動1. 対象流域の土砂収支を把握するための土砂モニタリングシステムの設置・運用：

Moulouya流域およびSebou流域における流量・濁度・水質のモニタリングに関するシステムの設置及び運用支援。

パイロット活動2. コミュニティベースでの土砂管理対策の実施（テラスの保全、小規模植栽、小型蛇籠の設置など）：

Moulouya流域における小規模植栽・管理、小型蛇籠の設置、斜面・テラスの整備、コミュニティへの指導等。

Sebou流域におけるコミュニティへの指導等。

(8) 国内支援委員会の設置と継続的な協力依頼

本プロジェクトでは、プロジェクトの質の確保かつ適切で効率的な推進を図るため、国内支援委員会を設置し、専門的観点から助言を頂く。具体的には、業務実施および総合土砂管理計画、パイロット活動、ワークショップ開催、本邦研修の開催等について、国内での定期的な委員会における助言や、現地での委員による講演およびカウンターパートへの助言などを想定している。委員会の円滑な実施のため、委員会の開催支援、現地渡航の支援、議事録の作成、プロジェクトへの反映検討等を実施する。

委員会の開催時期は、以下を想定しているが、プロジェクト開始後に調整する。

- プロジェクト開始時。2026年2月頃を想定。業務計画書の説明及び助言
- プロジェクト進捗報告時。2027年1月末、28年1月末、29年1月末頃を想定。
- プロジェクト完了報告時。2030年1月頃を想定。

国内支援委員会の委員は以下を想定しているが、プロジェクト開始後に調整する。

委員長：京都大学 角 哲也 特定教授

委員：

- 京都大学 Sameh KANTOUSH 教授
- 国土交通省 水管理・国土保全局（2名程度）

また、現地ではカサブランカ ハッサン2世大学のYasmin Dalia教授からも、助言やワークショップでの講演等の協力をいただく想定である。プロジェクト開始後に、具体的な内容について調整する。

（9）総合土砂管理におけるDX（Digital Transformation）の推進²

総合土砂管理における協力インパクト拡大や業務効率化のため、パイロット活動等におけるDXの具体的な推進方策を検討し、発注者およびDRPE等と調整の上、実施する。

（10）統合水資源管理事業のレビューにおける、気候変動対策への貢献の検討

総合土砂管理計画や活動により、水資源の効率的な利用および限られた水資源の有効活用による気候変動適応、土砂捕捉を伴う植生管理や結果としての水力発電の確保等による気候変動緩和が図られることから、本プロジェクトは気候変動対策に貢献する可能性がある。そのため、気候変動適応策及び緩和策に資する活動を検討する。

（11）総合土砂管理計画における自然を活用した解決策（Nature-based Solutions）の適用

総合土砂対策のための物理的・生物学的対策というNbSの一部が、本プロジェクトで策定する総合土砂管理計画に含まれることについて、DRPEと合意して

² 総合土砂管理におけるDX（Digital Transformation）の推進のための活動内容について、プロポーザルにて提案してください。提案を求める背景は、「[クラスター事業戦略「地域の水問題を解決する実践的統合水資源管理」](#)」においても水資源に関するデータの収集や社会的合意形成の促進のために、DXを含む革新的なツールを積極的に活用が推進されていることがあり、DXに関する日本の先進技術の応用により、土砂の状況を効果的にモニタリングし総合土砂管理に役立てることが目的である。

いる。モロッコでこれまでに実施されている土砂対策の事例として、生物学的対策として植栽や荒廃林保全など、また物理的対策として小規模なテラスの設置などが挙げられる。これらの総合土砂管理計画に含まれる施策がNbSにも資することを念頭に、本プロジェクトにおいて総合土砂管理計画の「流域保全計画」及びパイロット活動において、具体的な実施内容を検討する。自然を活用した解決策の副次的効果は、貯水能力の向上、洪水リスクの軽減、水環境保全、生物多様性保全、炭素固定等が挙げられ、具体例としては、傾斜地でのテラス設置、小規模植栽、小型蛇籠の設置等が挙げられる。

(12) ジェンダー・エンパワーメントと社会的弱者の参加

本プロジェクトの実施におけるジェンダー・エンパワーメントと社会的弱者の参加推進のため、JCCやその他の意思決定の場において女性の参加率30%を達成しかつ発言権を確保すること、また総合土砂管理計画の策定においてフォーカス・グループ・ディスカッションやその他の活動等を通じて女性および社会的弱者の参加を促進していくことについて、DRPEと合意している。具体的には、流域協議メカニズムやパイロット活動およびステークホルダー協議におけるコミュニティ参加において、女性参加や運営プロセスへの主流化が期待される。プロジェクト開始後に、詳細を検討し、カウンターパートと協議の上、実施する。

(13) 他開発パートナーの既存事業との連携可能性の検討

本プロジェクトの効果的な実施および協カインパクト拡大のため、対象流域における開発パートナーの実施する既存事業の調査結果や活動内容を踏まえ、調査結果や報告書の共有や土砂管理計画策定およびパイロット活動における具体的な連携を検討し、実施する。特にダム堆砂対策を含む総合土砂管理について、カウンターパートを対象に世界銀行等と共同ワークショップ等の開催を検討する。

(14) 発注者の既存事業との連携可能性の検討

本プロジェクトの効果的な実施および協カインパクト拡大のため、モロッコの対象流域における発注者の実施する既存事業（有償資金協力事業、技術協力事業等）の調査結果や提言内容を踏まえ、報告書の活用や具体的な連携の検討し、実施する。想定する既往案件を以下に列挙する。

- ① 「ダム堆砂対策を含む水資源管理に係る情報収集・確認調査」（2021-22年）

本プロジェクトにおいて、上記の調査結果の情報を活用する。本調査の対象

地域は、ダム堆砂にフォーカスしており、Sebou流域は調査の優先流域として選定されていなかった。一方、2020年頃から、モロッコでは気候変動により不安定な降雨と降水量の減少が見られ、干ばつや熱波などの発生頻度と強度が増加しており、Sebou-Bouregreg-Oum Er-Rbiaインターコネクションプロジェクトをはじめとする流域間導水が、国家水計画の緊急対策プロジェクトとして最優先で実施されている状況である。一方、Oum Er-Rbia流域の上流のAl Massiraダムは干ばつの影響によって貯水量が極めて不足している状況であり、Oum Er-Rbia流域に比べてSebou流域は水資源量が多く将来の降水量も期待でき、近年はSebou流域の水資源を積極的に活用するスキームに変わってきている。そのためDRPEは、このようなSebou流域を対象流域として選定したいという旨を依頼した。詳細計画策定調査を通じて、Sebou流域は現状ではダム堆砂は深刻ではないものの、ダム下流の河道浸食・河川地形変化および上流域からの土砂生産・流出が問題を引き起こしており、水資源の確保と都市部における利用のために、特にSebou流域の下部における土砂管理の検討が重要であることが分かった。そのため、本プロジェクトでは主要な既存ダムの直下流域を中心とするSebou流域の下部を対象流域の一つとしている。

- ② 協力準備調査（有償）「ガルブ地域灌漑開発事業」（2022年10月～2024年6月協力準備調査期間）

Sebou流域のガルブ地域において、灌漑幹線水路の建設及び節水灌漑施設の新設・改修・機材調達等を行うことにより、水資源利用の効率化及び農業生産の増大・安定化を図り、気候変動に適応した農業開発の推進に寄与するもの。長期国家開発戦略「新発展モデル」（2021-2035年）において、農業セクターに関して、気候変動に対する農業生産の安定化を考慮した食料安全保障の向上や、限られた水資源をより効率的に活用することの重要性が強調されている。本プロジェクトにおける気候変動の影響に関する調査や、対象流域の総合土砂管理計画の検討において、上記事業における調査結果を活用する。

- ③ 有償資金協力「河川流域保全事業」（2007年L/A）

Oum Er-Rbia流域のメラ川上流域において、森林再生と地域住民の生活環境の改善を目的として植林・水土保持事業・地域住民の生計改善活動等の包括的な森林保全活動を実施した。本プロジェクトにおける、対象流域の総合土砂管理計画の検討やパイロット活動の実施において、上記事業における植林・水土保持事業の効果の確認や方法論の活用等を検討する。

- ④ 有償資金協力「アブダ・ドゥカラ灌漑事業」（1996年L/A）と技プロ「アブダ・ドゥカラ灌漑地域における灌漑システム向上プロジェクト」（2016年

了)

Oum Er-Rbia流域において、灌漑農地の整備を支援したほか、点滴灌漑と高収益作物の導入を促進した。一方、Imfoutダムの上流に位置する Al Massira ダムを取水源とするDoukkalla灌漑域は、近年渇水が非常に深刻な状況となっている。本プロジェクトはOum Er-Rbia流域は対象流域ではないものの、総合土砂管理計画の実施における、灌漑利用の観点で参考にする。

(15) 我が国の経験・知見を活用した活動

これまで土砂管理の根本課題の解決が具体的に進まなかった背景として、環境社会配慮上の問題、ステークホルダー間の合意形成の問題、水資源開発に係る組織・法制度上の問題、実施機関の実施能力の問題、政治制度の問題、投資計画・整備計画上の問題があるが、これらは日本の水資源管理の経験に類似している可能性がある。そのため、外部関係者として日本の知見を持っている方や組織に助言を得ることや、プロジェクト研究「日本の水資源管理の経験」のテキストを参考にすることで、本プロジェクトに活用できる日本の事例を検討し、積極的に共有・活用する。特に、日本において文化的価値や制度的実践が各機関の協力を促進し、孤立した取組を防止し、共通目標に向けた共同行動を確保する仕組みについて具体的に紹介し、モロッコにおける現地の土砂管理の課題解決における活用を推進する。

第4条 業務の内容

1. 共通業務

別紙「共通業務内容」のとおり。

2. 本業務にかかる事項

(1) プロジェクトの活動に関する業務

- ① 成果1：各対象流域において、ダム貯水池への土砂生産・流出およびダム堆砂が水資源の利用可能性に及ぼす影響を、気候変動の影響を考慮して分析する。³

活動1-1：気象・水文データ、社会・経済統計情報、現在および将来の水需要に関する既存のデータを収集・整理する。

活動1-2：地形、地質、土壌特性、植生、土地利用などに関する既存データ

³ 水資源の利用可能性に対する気候変動の想定される影響および対策について、プロポーザルにて提案してください。提案を求める背景は、モロッコでは近年は、気候変動による影響で降雨量が減少しており、気候変動の想定される影響および政府の政策・計画等を適切に理解して総合土砂管理を検討する必要があることがある。

を収集・整理する。

活動1-2：気候変動が気象・水文、社会経済、土砂生産、流出などに及ぼす影響を評価する。

活動1-3：気候変動の影響を考慮し、現在及び将来（計画）の条件下における開発された水資源量に関する情報を収集・整理する。

活動1-4：開発された水資源と現在の水供給及び将来の水需要のバランスに関する情報を収集・整理する。

活動1-5：土砂モニタリングシステムを構築し、河川やダム貯水池における土砂の発生源、輸送、堆積を把握し、その特徴を明らかにする。

活動1-6：土砂生産、流出、堆積のシミュレーションを実施し、土砂収支を評価する。

活動1-7：ダムの堆砂、取水施設の閉塞、河川の堆砂による洪水、高濁度流など、様々な堆砂問題による水の安全保障への影響を明らかにする。

② 成果2：各対象流域の総合土砂管理計画を策定し、その有効性を確認するためのパイロット活動を実施する。⁴

活動2-1：既存ならびに計画されている流域の土砂管理活動を、総合土砂管理の観点から評価する。

活動2-2：総合土砂管理の目標と基本方針を策定する。

活動2-3：土砂を適切に管理し、ダム貯水池への土砂流入・堆積を抑制するための総合土砂管理計画案を策定する。

活動2-4：総合土砂管理計画の対策リストから特定されたパイロット活動を計画し、実施する。

活動2-5：パイロット活動の結果を評価し、基本方針と総合土砂管理計画に反映する。

活動2-6：他の流域における総合土砂管理計画策定のガイドラインを作成し、共有する。

活動2-7：総合土砂管理計画の実効性の確保のため、モロッコの国家水計画（PNE）、水資源統合開発マスタープラン（PDAIRE）、国家流域管理計画（PNABV）、その他の戦略に総合土砂管理計画を反映させ

4 短期・中期・長期の総合土砂管理計画における想定される内容について、プロポーザルにて提案してください。提案を求める背景は、第3条2.（5）の通り、総合土砂管理計画の暫定的な項目（案）をR/Dで合意しているが、本事業では上下流を含めた流域一体での、短期・中期・長期の対策について具体的に検討した上で、短期・中期・長期の観点で優先プロジェクトについて検討する必要があるため、提案を求める。

る。

- ③ 成果3：各対象流域の地方政府・地域住民および水資源・土砂管理の関連機関を含む、総合土砂管理のための協議体を形成し、機能させる。⁵

活動3-1：女性や社会的弱者が有意義に参加できるよう配慮しながら、協議体の役割、責任、構造を策定する。

活動3-2：対象となる流域に協議体を設置する、あるいは、総合土砂管理の役割を、地域または州レベルの既存の水委員会および流域委員会の責任として追加する。

活動3-3：総合土砂管理と水資源管理に関する会議と討議を行い、目標、基本方針、総合土砂管理計画、優先対策に関する合意を形成する。

活動3-4：パイロット活動の計画と実施に関する利害関係者間の合意形成を行い、すべての関係者が必要な行動を実施する。

活動3-5：協議体または既存の委員会の持続可能な運営を確保し、データや情報を共有し、定期的報告書を作成し、広報を行い、運営ガイドラインを設定する。

- ④ 成果4：各対象流域において、総合土砂管理のための能力開発と、関係組織間の調整を実施する。

活動4-1：土砂モニタリング能力を強化する。

活動4-2：土砂の生産、流出、堆積を調査、分析、評価する能力を強化する。

活動4-3：総合土砂管理対策の立案・実施能力を強化する。

活動4-4：本邦研修を実施する。

活動4-5：プロジェクトの成果を共有するためのワークショップを開催する。

ワークショップの想定規模は以下のとおり。詳細はプロジェクト開始後に決定する。

目的	土砂生産・流出およびダム堆砂を含む総合的な土砂管理能力の向上および土砂管理対策の実施の促進
----	---

⁵ 総合土砂管理のための協議体の機能や強化における想定される内容について、プロポーザルにて提案してください。提案を求める背景は、「[クラスター事業戦略「地域の水問題を解決する実践的統合水資源管理」](#)」においても、流域の協議体の運営による合意形成プロセスの強化による対策の実施を推進しており、モロッコの対象流域においても、協議体の現状と対策を適切に理解した上で、その機能や強化による総合土砂管理対策の実施に繋げることが求められるため。

実施回数	約12回（3箇所（首都、2流域）×4年を想定）
対象者	実施機関： － 設備・水利省 水利総局 水利計画・調査局 DRPE 関連機関（政策官庁）： － 設備・水利省 水利総局 水力開発局（DAH） － 国家水・森林機構（ANEF） － 農業・海洋漁業・地方開発・水・森林省（MAPMDREF） － 国営電力・水道公社（ONEE） － 内務省（MOI） 等 関連機関（地域・流域）： － 流域水利公社（ABH） － 地域農業開発公団（ORMVA） － 地域住民コミュニティ 等
参加者数	約30名/回
開催期間	約1日/回
実施場所	ラバト市内、Moulouya流域、Sebou流域のそれぞれを想定
実施形態	対面・オンライン併用を想定

（２）本邦研修・招へい

- ☒ 本プロジェクトでは、本邦研修・招へいを実施する。

本邦研修・招へい実施業務は、本契約の業務には含めず、別途契約書を締結して実施する（発注者が公開している最新版の「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」に準拠）

- ☒ 想定規模は以下のとおり。研修事業の女性割合の向上を目指すべく、本プロジェクトにおける本邦研修の研修生の調整において、裨益効果が期待できる女性研修員候補がいれば、可能な範囲内で女性参加の促進をカウンターパート等と議論の上、研修員を決定する。

目的・研修内容	プロジェクトの目的・成果達成を支援するもの。
実施回数	合計2回
対象者	実施機関職員： － 設備・水利省 水利総局 水利計画・調査局（DRPE） 関連機関（政策官庁）職員： － 設備・水利省 水利総局 水力開発局（DAH） － 国家水・森林機構（ANEF） － 農業・海洋漁業・地方開発・水・森林省（MAPMDREF）

	- 国営電力・水道公社（ONEE） - 内務省（MOI） 等 関連機関（地域・流域）職員： - 流域水利公社（ABH） - 地域農業開発公団（ORMVA） 等
参加者数	約8名/回（第1回は準高級、第2回は一般研修員を想定）
研修日数	約14日（移動日を含む）/回

（３）業務完了報告会の開催

業務完了時点で発注者を対象に業務完了報告会を開催する。基本的には本業務の背景および内容、工夫点、成果及び教訓と提言等について報告するものとし、日本語で実施するが、具体的な日程及び内容等については、業務開始後に調整する。

（４）その他

① 収集情報・データの提供

- 業務のなかで収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Web へのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等）で、適時提出する。
- 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。
- 位置情報が含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出する。
 - ・ データ格納媒体：CD-R（CD-R に格納できないデータについては提出方法を発注者と協議）
 - ・ 位置情報の含まれるデータ形式：KML もしくは GeoJSON 形式。ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式。（Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを業務完了報告書に合わせ提出）

② ベースライン調査

- ☒ 本業務では当該項目は適用しない。

③ インパクト評価の実施

☒ 本業務では当該項目は適用しない。

④ カウンターパートのキャパシティアセスメント

☒ 本業務では当該項目は適用しない。

⑤ エンドライン調査

☒ 本業務では当該項目は適用しない。

⑥ 環境社会配慮に係る調査

☒ 本プロジェクトでは以下の対応を行う。

- 「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」（2022 年 1 月公布）（以下、「JICA 環境社会ガイドライン」という）に基づき、以下の環境社会配慮調査を行う。戦略的環境アセスメントの考え方（プロジェクトより も上位の政策（Policy）、計画（Plan）、プログラム（Program）（PPP） レベルの環境アセスメント）に基づいた代替案の比較検討を行う。具体的には、スコーピング（政策、計画、プログラム等の意思決定にあたり極めて重要な環境社会影響項目とその評価方法を明らかにすること）を実施した上で、複数ある代替案の環境社会的側面の影響を含む比較検討を行う。
- 戦略的環境アセスメントにおける主な調査項目は、以下のとおり。
 - ア）政策、計画等の目的・目標の検討
 - イ）相手国側の環境社会配慮制度・組織の確認
 - ① 環境社会配慮（環境アセスメント、住民移転、住民参加、情報公開等）に関連する法令や基準等
 - ② 「JICA 環境社会ガイドライン」との乖離
 - ③ 関係機関の概要
 - ウ）政策や計画の内容の検討（開発予測、対策のリスト、ルートや将来の開発区域の地図等）
 - エ）合理的な範囲で目的を達成するための代替案の検討
 - オ）スコーピング（政策、計画、プログラム等の意思決定にあたり極めて重要な環境社会項目とその評価方法を明らかにすること）の実施
 - カ）ベースラインとなる環境社会の状況（土地利用、自然環境、先住民族の生活区域及び経済社会状況等）の確認
 - キ）影響の予測
 - ク）影響の評価及び代替案の比較検討（PPP レベル）

- ケ) 緩和策(回避・最小化・代償)の検討
- コ) モニタリング方法の検討
- サ) ステークホルダー協議の開催支援(実施目的、参加者、協議方法・内容等の検討。「JICA 環境ガイドライン」別紙 5 を参照のこと。)
- プロジェクト内で実施されるパイロットプロジェクトに関しては、必要に応じて初期環境調査報告書(相手国法に基づき求められる場合は環境アセスメント報告書)案(該当する場合は: 住民移転計画案、先住民族計画案)の作成支援に係る検討を行う。
- 初期環境調査(Initial Environmental Examination)では、環境社会配慮面も含めた代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領(2025 年 3 月)」に基づくこととする。また、相手国等(関係官庁・機関)と協議の上、調査結果を整理する形で、「JICA 環境社会ガイドライン」<参考資料>の環境チェックリスト案を作成する。
- 初期環境調査にける主な調査項目は、以下のとおり。
 - ア) 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認
 - (a) 環境社会配慮(環境アセスメント、情報公開等)に関連する法令や基準等
 - (b) 「JICA 環境社会ガイドライン」との乖離及びその解消方法
 - (c) 関係機関の役割
 - イ) スコーピング(検討すべき代替案と重要な及び重要と思われる評価項目の範囲並びに調査方法について決定すること)の実施
 - ウ) ベースラインとなる環境社会の状況の確認(汚染対策項目、自然環境、自然保護・文化遺産保護の指定地域、土地利用、先住民族の生活区域及び非自発的住民移転・用地取得等を含む社会経済社会状況等に関する情報収集。特に汚染対策等に関しては、既存の有効な定量的データ等がない場合(例えばデータが古く、現況を示さない場合等。一般的には環境面は 5 年、社会面は 3 年程度)、必要に応じて現地での測定に基づくデータ収集も含む。)
 - エ) 影響の予測
 - オ) 影響の評価及び代替案の比較検討
 - カ) 緩和策(回避・最小化・軽減・緩和・代償)の検討
 - キ) 環境管理計画案・モニタリング計画案(実施体制、方法、費用、モニタリングフォームなど)の作成
 - ク) 予算、財源、実施体制の明確化

- ケ) ステークホルダー分析の実施とステークホルダー協議の開催支援（実施目的、参加者、協議方法・内容等の検討。「JICA 環境社会ガイドライン」別紙 5 を参照のこと。）
- コ) プロジェクトから 直接 排出される 温室 効果ガ ス排 出量が 年間 25,000CO₂ 換算トン以上の場合供用段階における排出量推計
- 相手国法制度上、環境アセスメント報告書（又は IEE 報告書）の作成が求められる場合は、上記の調査結果に基づき環境アセスメント報告書案（又は IEE 報告書案）を作成する。

⑦ ジェンダー主流化に資する活動

- ☒ 本プロジェクトでは以下の対応を行う。
- 合意文書・事前評価表に記載されたジェンダー主流化の活動を実施する。モニタリングシート含む各種報告書等において、右の活動の進捗・成果を報告する。
- 関連するセクターの『JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き』（特に「ジェンダーの視点に立った実施・モニタリング」）に則り、実施する。

第5条 報告書等

1. 報告書等

- ☒ 本プロジェクトは、各期それぞれに作成する。
- 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。
- 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後10営業日以内	日本語	電子データ	
ワーク・プラン	契約締結後10営業日以内	英語 仏語	電子データ	
環境チェックリスト	契約締結後2 ヶ月以内	日本語	電子データ	
総合土砂管理計画（案）	2027年2月12日（金）	日本語 英語 仏語	電子データ	

業務進捗報告書	Ver. 1: 2027年2月12日 (金): 期分けした期の契約 履行期限 (最終期間を除 く) Ver. 2: 2028年2月11日(金) Ver. 3: 2029年2月9日(金)	日本語	電子データ	
プロジェクトブ リーフノート (ワード/パワ ーポイント資 料)	契約履行期限末日	日本語 英語 仏語	電子データ	
業務完了報告書	契約履行期限末日	日本語 英語 仏語	製本	日本語5部 英/仏語各6 部
			CD-R	3部 (日本/ 英/仏語を 含める)

- 業務完了報告書及び事業完了報告書は、履行期限 3 ヶ月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくはカウンターパート等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

(1) 業務計画書

共通仕様書第 6 条に記された内容を含めて作成する。

(2) ワーク・プラン

以下の項目を含む内容で作成する。

- ① プロジェクトの概要 (背景・経緯・目的)
- ② プロジェクト実施の基本方針
- ③ プロジェクト実施の具体的方法
- ④ プロジェクト実施体制 (JCC の体制等を含む)
- ⑤ 業務フローチャート

- ⑥ 詳細活動計画（WBS：Work Breakdown Structure 等の活用）
- ⑦ 要員計画
- ⑧ 先方実施機関便宜供与事項
- ⑨ その他必要事項

（３）環境チェックリスト

第４条(2).4.⑥「環境社会配慮に係る調査」に係る調査方針を記載し、環境チェックリストの様式を用いて要約すること。

（４）業務完了報告書（及び業務進捗報告書）

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② 活動内容（活動のフローに沿って記述）
- ③ プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- ④ プロジェクト目標の達成度
- ⑤ 上位目標の達成に向けての提言（業務完了報告書の場合）もしくは次期活動計画（業務進捗報告書の場合）

添付資料（添付資料は作成言語のままでよい）

- （ア）業務フローチャート
- （イ）WBS 等業務の進捗が確認できる資料
- （ウ）人員計画（最終版）
- （エ）研修員受入れ実績
- （オ）遠隔研修・セミナー/ワークショップ実施実績（実施した場合）
- （カ）供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）
- （キ）合同調整委員会議事録等
- （ク）その他活動実績

（５）事業完了報告書

発注者指定の様式に基づき作成する。

２．技術協力作成資料

本業務を通じて作成する以下の資料については、事前に相手国実施機関及び発注者に確認し、そのコメントを踏まえたうえで最終化し、当該資料完成時期に発注者に共有する。また、これら資料は、業務完了報告書にも添付する。

- （１）総合土砂管理計画
- （２）他流域における総合土砂管理計画の策定ガイドライン

(3) 流域協議メカニズムの運営ガイドライン

3. コンサルタント業務従事月報

業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

- (1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- (2) 今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
- (3) 詳細活動計画（WBS等の活用）
- (4) 活動に関する写真

第6条 再委託

☒ 本業務では、以下の項目については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。

再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

	項目	仕様	数量	見積取扱
1	環境社会配慮	SEAおよびパイロット活動の環境社会配慮調査	約2年間	定額計上
2	濁度モニタリング機材設置および測定	パイロット活動1：濁度モニタリング機材を設置する。それらのモニタリングを実施する。徐々にCPに活動を移行。2流域（Moulouya流域のMoulouya本川、Sebou流域のOuargha支川を想定）	4箇所（濁度計、ロガー、電源、通信、保守等）、約2年間	定額計上
3	河床材料調査・水質調査	パイロット活動1：サンプリング取得および河床材料調査を含む。土砂の粒径分布を把握。	4箇所、年4回×2年間	定額計上
4	深浅測量	パイロット活動1：Moulouya流域のダム堆砂量の把握。ダム堤体周りの局所定期的測定。Mohamed Vダムや、Mechra Hommadiダムを想定。	2ダム取水口上流付近、全2回	定額計上
5	河道縦横断面測量	パイロット活動1：河道変化や土砂移動の測量。Moulouya流域	150km×2流域、1kmごと、約3ヶ	定額計上

		の本川と支川、Sebou流域の本川を想定。	月間を想定。	
6	衛星画像解析	パイロット活動1：広域的な土地利用変化、植生状況の把握。	2流域、4ヶ月間を想定。	定額計上
7	小規模土砂対策の実施指導	パイロット活動2：小規模植栽・管理、蛇籠の設置、斜面の修正、コミュニティへの指導等 2流域（Mouloya流域のMoulouya本川およびKsob支川流域、Sebou流域のOuargha支川を想定）	Moulouya流域の植栽10ha×2箇所、蛇籠10m×1m×2箇所、4ヶ月間を想定。	定額計上

第7条 機材調達

- ☒ 受注者は、業務の実施に必要と判断される以下の機材を「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」に沿って調達する。受注者は、カウンターパートと確認し、発注者・受注者協議の上で機材名/数量/仕様を最終的に確定する。

調達機材の想定規模は以下のとおり。

	機材名	内容	数量	機材の別	見積の取扱
1	パイロット活動1に関する濁度モニタリングおよびサンプリング機材	パイロット活動1：河道固定用高濃度濁度測定器4つ、濁度測定器4つ、堆砂サンプル採取用エクマンバージ採泥器2つ、ポータブル水質計2つ、ポータブル流速計2つを想定するが、関係機関と協議の上、決定する。	一式	供与機材	定額計上
2	パイロット活動2に関する雨量計および発芽測定・植栽用機材	パイロット活動2：降雨測定用転倒ます式雨量計2つ、発芽測定用機材一式（発芽測定器、活着率の測定用気温計・土壌温度計・テンシオメーター）、植栽用機材一式（10ha×2箇所の苗木/斜面緑化、点滴灌漑/タンク、保護策/標	一式	供与機材	定額計上

		識等機材)を想定するが、関係機 関と協議の上、決定する。			
--	--	---------------------------------	--	--	--

第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

案件概要表

1. 案件名

国名： モロッコ王国（以下「モロッコ」という。）

案件名：（和名）流域とダム貯水池のための総合土砂管理プロジェクト

（英名）The Project on Comprehensive Sediment Management for Basin and Dam Reservoirs in Morocco

（仏名）Le Projet de gestion globale des sédiments des bassin et réservoirs des barrages au Maroc

2. 事業の背景と必要性

- （１）当該国における当該セクターの開発の現状・課題及び本プロジェクトの位置付け

モロッコは乾燥地域及び半乾燥地域に属し、冬季に雨季となる地中海性気候であり、季節によって降雨量の差が大きく夏季の降雨量が非常に少ない。また、地域間でも降雨量に大きな差があり、降雨量の多い北部や中部の山脈地帯では 800 mm/年程度の降雨量があるものの、東部および南部は降水が非常に少なく 200 mm/年以下の降雨量となっている。近年は、気候変動による影響で降雨量が減少しており、2050年には気候変動により水資源量が現在と比較して25%程度減少すると予測されており(Nationally Determined Contribution to the UNFCCC、2021年)、水資源賦存量の減少に直面しているとされる。このような背景から、モロッコ政府は 2020年に「国家水計画(National Water Plan、以下「PNE」という。) 2020-2050年」及びその中の優先プログラムとして「飲料水・灌漑用水供給にかかる国家プログラム」を策定し、その中の 5つの大きな課題の一つとして水資源供給能力の向上を掲げている。

モロッコの水資源賦存量は年間約220億 m^3 /年であり、表流水のうちダム貯水（約180億 m^3 /年）と地下水（約40億 m^3 /年）が主な水資源となっている（2020年時点PNE）。季節によって降雨量の差が大きいため、渇水期においても水供給を確保するためにダム貯水が重要な役割を担っているが、土壌浸食を主な原因とするダムへの堆砂が深刻な問題となっている。水資源開発・管理の担当省庁である設備・水利省（Ministry of Equipment and Water、以下「MEW」という。）によると、ダム堆砂によって既に約24億 m^3 （貯水池の総貯水容量の約14%）の貯水容量が失われており、現在も毎年約 0.3億 m^3 /年の貯水容量が堆砂により失われており、ダムによっては80%近くの貯水容量が堆砂により失われているとされており、ダム堆砂は水資源供給能力の向上において大きな課題となっている。PNEによると、2050年までにダム貯水池への年間土砂流入量を10～20%削減することを目標としており、上流域での保全対策で達成するとしている。MEWはダム堆砂問題への対策として、一部のダムで掘削・浚渫・嵩上げ・流域間導水等の対策に取り組んでいる一方、地下水を含む他水源の活用やダム堆砂モニタリング、流域保全対策の定量的評価等、堆砂対策以外の代替案を含めた検討ができていない。

JICAは2021～2022年に「モロッコ国ダム堆砂対策を含む水資源管理に係る情報収集・確認調査」を実施し、特にダム堆砂が深刻な流域を対象に調査を実施した。その結果、モロッコの流域のうち、同国内最大の流域面積をもつMoulouya流域は、

ダム堆砂が深刻な流域の一つであることが確認された。Moulouya流域に建設されたダムのうち、水供給で重要なMohamed V ダムは、約50年間の貯水池容量損失率は約67%であり、年平均堆砂量も他のダムに比べて非常に大きいことが分かった。また、Mohamed Vの直下流に位置するMechar Hommadiダムの貯水池容量損失率は約56%にも及んでいる。

一方、2020年頃から、モロッコでは不安定な降雨と降水量の減少が見られ、干ばつや熱波などの発生頻度と強度が増加していることから、その対応として、流域間導水の緊急対策プロジェクトが実施されている。特に都市圏への導水において重要となっているSebou流域のダムでは堆砂の影響は比較的少ないものの、取水施設での高濃度土砂の流入対策などが課題となっている。そのため、ダム堆砂対策によって貯水池の容量を回復するだけでなく、ダム上下流域における土砂生産・流出状況のモニタリング及び流域保全等の抑制対策などを含めた総合土砂対策が必要であることが分かった。

このような背景から、モロッコ政府より同対策のための開発計画調査型技術協力の要請がなされた。

本事業は、気候変動を含めたダム貯水池への土砂生産・流出およびダム堆砂が水資源の利用可能性に及ぼす影響の明確化、対象流域における総合土砂管理計画の策定及びパイロット活動の実施、地方政府・地域住民および水資源・土砂管理の関連機関を含む、総合土砂管理のための協議体の形成と機能強化等を行うことにより、総合土砂管理計画の策定および実施のための強化を図り、もってモロッコ国の総合土砂管理計画で提案された優先プロジェクトの実施およびステークホルダーのパートナーシップの強化を目指す。本事業は、適応策における同国の最も重要な分野の一つである水資源供給能力の向上に資するという観点から、水資源分野の気候変動の影響に対応するという同国のパリ協定に基づく「自国が決定する貢献（NDC）」における目標と整合するものである。

（２）当該セクターに対する我が国及び JICA の協力方針等と本プロジェクトの位置づけ

我が国は対モロッコ国別開発協力方針において、基本方針として質の高い成長の促進及び中東・アフリカ地域の安定化への貢献を掲げており、重点分野として水資源開発等の社会インフラ整備の支援、気候変動や環境負荷対策等への支援を通じた社会・地域間格差是正のための社会開発の促進を掲げていることから、これら方針に合致する。

また、グローバルアジェンダ「持続可能な水資源の確保と水供給」のクラスター事業戦略「地域の水問題を解決する実践的統合水資源管理」では、持続可能な水資源の確保・利用に係る問題の継続的な解決を目的としており、本事業は総合土砂管理計画の策定及びに実効性の確保に向けた国家計画への反映や、水資源管理と土砂管理に関わる関係者間の協議体の設置と強化により、総合土砂管理能力を強化することから、クラスター事業戦略に合致する事業として位置付けられる。さらに、2022年4月に開催された「第4回アジア・太平洋水サミット」において日本政府が発表した「熊本水イニシアティブ」にも貢献する。

本事業はダムの堆砂対策を促進することにより水資源の確保に資するため、SDGsのゴール6「万人の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理の確保」の達成に貢献する。また近年の気候変動の影響を受けた降雨量減少により水資源の確保が喫緊の優先課題となっているモロッコにおいて、ダム貯水池の土砂生産と流入及

び堆砂の気候的要因と影響の明確化により、SDGsのゴール13「気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る」の達成にも貢献する。

(3) 他の援助機関の対応

世界銀行（以下、「世銀」という。）は、「モロッコにおける水文気象情報サービスとダム運営管理の強化」を2024年1月から実施中であり、水文気象情報システムとサービスの強化のためのロードマップの作成、ダム堆砂管理強化ワークショップの開催、ダム安全管理強化を実施している。本事業においてワークショップへの参加等による連携を図る。

3. 事業概要

(1) 事業目的

本事業は、Moulouya流域及びSebou流域において、総合土砂管理計画の策定及びパイロット活動の実施、協議体の形成と機能強化等を行うことにより、総合土砂管理計画の策定および実施のための強化を図り、もってモロッコ国の総合土砂管理計画で提案された優先プロジェクトの実施およびステークホルダーのパートナーシップの強化に寄与する。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名

1. Moulouya流域 - Mohamed Vダム及びMechar Homadiダム上下流を含む
2. Sebou流域下部 - 主要な既存ダムの直下流域を中心とする

(3) 本プロジェクトの受益者（ターゲットグループ）

(4) 事業実施期間：2026年1月～2030年1月を予定（計48カ月）

(5) 事業実施体制

実施機関：

- 設備・水利省 水利総局 水利計画・調査局（Directorate of Water Research and Planning, General Directorate of Hydraulics of DGH of MEW。以下「DRPE」という。）：表流水（及び地下水資源）の研究・計画及び監視

関連機関（政策官庁）：

- 設備・水利省 水利総局 水力開発局（Directorate of Hydraulic Works of DGH of MEW。以下「DAH」という。）：ダムや貯水池の計画、建設、運営管理
- 国家水・森林機構（National Agency of Water and Forests (ANEF)）：MAPMDREF傘下、国家流域管理計画（PNABV）の作成
- 国営電力・水道公社（National Office of Electricity and Drinking Water (ONEE)）：（全国）水力発電および水生産・配水
- 農業・海洋漁業・地方開発・水・森林省（Ministry of Agriculture, Fisheries, Rural Development, Water and Forest (MAPMDREF)）
- 内務省（Ministry of Interior）

関連機関（地域・流域）：

- 流域水利公社（Agency of Hydraulic Basin (ABH)）：（流域）流域管理・土

砂生産抑制（水資源の管理と規制、評価、洪水制御等の計画、管理、保護）、
各流域の水資源統合開発マスタープラン（PDAIRE）の作成

- 地域農業開発公団（Regional Office for Agricultural Development（ORMVA））：各地域の農業と上水道サービス

（６）他事業、他援助機関等との連携・役割分担

１）我が国の援助活動

JICAは、基礎情報収集・確認調査「モロッコ国ダム堆砂対策を含む水資源管理に係る情報収集・確認調査」（2021～2022年）を実施し、特にダム堆砂が深刻な流域を対象に総合土砂対策の必要性を調査した実績があることから、本事業ではこの調査および詳細計画策定調査を通じて抽出された課題を元に、解決に向けて更なる調査と活動を行う。

２）他の開発協力機関等の援助活動

世銀は「モロッコにおける水文気象情報サービスとダム運営管理の強化」を2024年1月から実施中である。実施内容にダム堆砂管理強化が含まれ、流域の侵食リスクの可能性・土砂量・土砂輸送に関する情報の強化や、パイロットダムを選定し堆砂管理計画および堆砂モニタリングネットワーク構築のロードマップ作成を実施するほか、他の中東地域諸国を集めてダム堆砂対策に関する定期的なワークショップを開催している。

（７）環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

１）環境社会配慮

① カテゴリ分類：B

② カテゴリ分類の根拠：

本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2022 年1月公布）上、セクター特性、事業特性および地域特性に鑑みて、環境への望ましくない影響が重大でないと判断されるため。

③ 環境許認可：本格調査で確認。

④ 汚染対策：本格調査で確認。

⑤ 自然環境面：本格調査で確認。

⑥ 社会環境面：本格調査で確認。

⑦ その他・モニタリング：本格調査で確認。なお、詳細計画策定調査では、カテゴリ分類に基づき予備的スコーピングを実施し、その結果に基づき本格調査の環境社会配慮調査のTOR案を作成し、合意済み。また、環境社会配慮調査の結果が、プロジェクトの計画決定に適切に反映されることについて、相手国実施機関等の関係者から基本的な合意を得ている。

２）横断的事項

本事業により将来的に総合土砂管理が改善されることにより、水資源の効率的な利用及び限られた水資源の有効活用が図られる。そのため、本事業は気候変動で生じる渇水に対する将来的な適応策となり、気候変動に対するレジリエ

ンス強化に将来的に貢献する。また、生産土砂管理活動によるダム上流域への植栽活動等を通じて温室効果ガス（GHG）排出量の削減に貢献する。そのため、本事業は気候変動対策（適応、緩和）に資する可能性がある。また、本事業による総合土砂管理対策が期待され、コミュニティベースでの生物学的対策の実施により、本事業は自然を活用した解決策（Nature-based Solutions）に資する可能性がある。

- 3) ジェンダー分類：【ジェンダー案件】■GI（S）（ジェンダー活動統合案件）
＜分類理由＞対象流域において、女性は流域保全活動に実質的な労働力として3割以上参加し同一労働に対して男女平等に支払いがなされている一方で、流域公社の意思決定や管理職レベルにおける女性の割合は3割に達していないなどジェンダーに基づく課題が調査にて確認された。その課題に対し、本事業ではJCCやその他の意思決定の場において女性の参加率30%を目標値として設定し、女性の発言機会の確保も行い意思決定への女性の参画を推進することを実施機関と合意したため。なお、総合土砂管理計画の策定においてはフォーカス・グループ・ディスカッションやその他の活動等を通じて社会的弱者の参加を促進していく予定。

（8）その他特記事項：特になし。

4. 事業の枠組み

- （1）インパクト（事業完了後、提案計画により中長期的に達成が期待される目標）：
総合土砂管理計画で提案された優先プロジェクトが、利害関係者の合意に基づいて実施される。総合土砂管理を実施するためのステークホルダーのパートナーシップが強化され、他流域の総合土砂管理計画の策定が開始される。
- （2）アウトカム：（本事業完了後）
対象流域ごとに、地域住民を含むすべてのステークホルダーと連携した総合土砂管理計画が策定され、すべてのステークホルダーに対して総合土砂管理の計画と実施のための能力が向上される。
- （3）アウトプット（成果）：
成果1： 各対象流域において、ダム貯水池への土砂生産・流出およびダム堆砂が水資源の利用可能性に及ぼす影響を、気候変動の影響を考慮して分析する。
成果2： 各対象流域の総合土砂管理計画を策定し、その有効性を確認するためのパイロット活動を実施する。
成果3： 各対象流域の地方政府・地域住民および水資源・土砂管理の関連機関を含む、総合土砂管理のための協議体を形成し、機能させる。
成果4： 各対象流域において、総合土砂管理のための能力開発と、関係組織間の調整を実施する。
- （4）調査項目（活動）：
成果1：
1.1. 気象・水文データ、社会・経済統計情報、現在および将来の水需要に

関する既存のデータを収集・整理する。

1. 2. 地形、地質、土壌特性、植生、土地利用などに関する既存データを収集・整理する。
1. 3. 気候変動が気象・水文、社会経済、土砂生産、流出などに及ぼす影響を評価する。
1. 4. 気候変動の影響を考慮し、現在及び将来（計画）の条件下における開発された水資源量に関する情報を収集・整理する。
1. 5. 開発された水資源と現在の水供給及び将来の水需要のバランスに関する情報を収集・整理する。
1. 6. 土砂モニタリングシステムを構築し、河川やダム貯水池における土砂の発生源、輸送、堆積を把握し、その特徴を明らかにする。
1. 7. 土砂生産、流出、堆積のシミュレーションを実施し、土砂収支を評価する。
1. 8. ダムの堆砂、取水施設の閉塞、河川の堆砂による洪水、高濁度流など、様々な堆砂問題による水の安全保障への影響を明らかにする。

成果 2 :

2. 1. 既存ならびに計画されている流域の土砂管理活動を、総合土砂管理の観点から評価する。
2. 2. 総合土砂管理の目標と基本方針を策定する。
2. 3. 土砂を適切に管理し、ダム貯水池への土砂流入・堆積を抑制するための総合土砂管理計画案を策定する。
2. 4. 総合土砂管理計画の対策リストから特定されたパイロット活動を計画し、実施する。
2. 5. パイロット活動の結果を評価し、基本方針と総合土砂管理計画に反映する。
2. 6. 他の流域における総合土砂管理計画策定のガイドラインを作成し、共有する。
2. 7. 総合土砂管理計画の実効性の確保のため、モロッコの国家水計画（PNE）、水資源統合開発マスタープラン（PDAIRE）、国家流域管理計画（PNABV）、その他の戦略に総合土砂管理計画を反映させる。

成果 3 :

3. 1. 女性や社会的弱者が有意義に参加できるよう配慮しながら、協議体の役割、責任、構造を策定する。
3. 2. 対象となる流域に協議体を設置する、あるいは、総合土砂管理の役割を、地域または州レベルの既存の水委員会および流域委員会の責任として追加する。
3. 3. 総合土砂管理と水資源管理に関する会議と討議を行い、目標、基本方針、総合土砂管理計画、優先対策に関する合意を形成する。
3. 4. パイロット活動の計画と実施に関する利害関係者間の合意形成を行い、すべての関係者が必要な行動を実施する。
3. 5. 協議体または既存の委員会の持続可能な運営を確保し、データや情報を共有し、定期的報告書を作成し、広報を行い、運営ガイドラインを設定する。

成果 4 :

- 4.1. 土砂モニタリング能力を強化する。
- 4.2. 土砂の生産、流出、堆積を調査、分析、評価する能力を強化する。
- 4.3. 総合土砂管理対策の立案・実施能力を強化する。
- 4.4. 本邦研修を実施する。
- 4.5. プロジェクトの成果を共有するためのワークショップを開催する。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

- ・水資源セクターにかかるモロッコ政府の方針が著しく変更されないこと。
- ・実施機関から十分な人数のカウンターパート職員がプロジェクトに配置され、短期間に多数異動しないこと。

(2) 外部条件

- ・地震や集中豪雨等の自然災害により、活動地域における環境が激変しないこと。
- ・モロッコでの治安維持が保たれ、事業実施に対して甚大な影響が及ぼされないこと。
- ・他開発パートナー等による協力が著しく変更されないこと。

6. 過去の類似案件の教訓と本プロジェクトへの適用

JICAは、基礎情報収集・確認調査「モロッコ国ダム堆砂対策を含む水資源管理に係る情報収集・確認調査」（2021～2022年）において、特にダム堆砂が深刻な流域を中心に全土を対象として調査を実施した。その結果、モロッコ国の水資源の持続可能な確保の観点から、貯水池の容量を回復するだけでなく、ダム上流域における土砂生産・流出状況のモニタリング、流域保全対策、土砂生産・流出抑制対策、貯水池への土砂流入抑制およびダム堆砂対策などの総合的な土砂対策を計画し実行する必要があるという調査結果が得られた。本事業では調査結果を元に、計画及び実行による課題解決に向けて更なる調査と活動を行う。

フィジー国開発計画調査型技術協力「ナンディ川洪水対策策定プロジェクト」の事後評価（2021年）では、プロジェクトでマスタープランを策定したものの、その後マスタープランの提案事業がまだ実施されておらず、また実施に向けて優先プロジェクトが承認され予算措置される必要があるが、支援可能性のある他ドナーと協議中であり資金が確保されていないとの教訓が得られている。本事業においても、総合土砂管理計画を策定し実施に向けて準備していくことから、活動の承認と資金措置のための協議メカニズムの強化等を含めて検討する。

7. 今後の評価計画

(1) 事後評価に用いる基本指標

（提案計画の活用状況）

- ・総合土砂管理計画に基づいた対策がX以上実施されている。
- （能力強化の発現状況） / （総合土砂管理のモニタリング・評価の状況）
- ・総合土砂管理計画に基づいてモニタリング・評価が継続して実施されている。

- (2) 今後の評価スケジュール
事業開始 6 カ月以内 ベースライン調査
事業完了 3 年後 事後評価

以 上

共通留意事項

1. 必須項目

(1) 討議議事録 (R/D) に基づく実施

- 本業務は、発注者と相手国政府実施機関とが、プロジェクトに関して締結した討議議事録 (R/D) に基づき実施する。

(2) カウンターパートのオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を十分に配慮し、カウンターパートとの協働作業を通じて、カウンターパートがオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、カウンターパート自らがプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。
- 受注者は、プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、上記カウンターパートのオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

(3) プロジェクトの柔軟性の確保

- 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクト活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、プロジェクトの方向性について発注者に提言する（評価指標を含めた PDM (Project Design Matrix)、必要に応じて R/D の基本計画の変更等。変更にあたっては、受注者は案を作成し発注者に提案する）。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う（R/D の変更に関する相手国実施機関との協議・確認や本業務実施契約の契約変更等）。なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受注者が R/D 変更のためのミニッツ（案）及びその添付文書をドラフトする。

(4) 開発途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえるよう、発注者と連携して、各種会合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務める。

(5) 他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む）との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携・巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

(6) 根拠ある評価の実施

- プロジェクトの成果検証・モニタリング及びプロジェクト内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等、根拠（エビデンス）に基づく結果提示ができるよう留意する。

2. 選択項目

☐ 段階的な計画策定（計画フェーズ・本格実施フェーズ）

- 本業務では次のとおり、計画フェーズと本格実施フェーズに分けて実施する。

第一段階（計画フェーズ）：

本プロジェクトに関連する情報を調査・分析し、カウンターパートとの協議を通じて、プロジェクト活動の詳細計画を策定する。必要に応じ、試行的な活動を実施する。

第二段階（本格実施フェーズ）：

第一段階で策定された詳細計画に基づいてカウンターパート と共に本格的に活動を実施する。

☐ 他の専門家との協働

- 発注者は、本契約とは別に、長期専門家及び／もしくは短期専門家を派遣予定である。受注者は、これら専門家と連携し、プロジェクト目標の達成を図ることとする。ワーク・プラン、モニタリングシート、業務進捗報告書、業務完了報告書、事業完了報告書の作成に際しては、上記専門家と協働して作成する。
- 同専門家との役割分担は、第4条「2. 本業務にかかる事項」を、同専門家の活動内容は、別添「（参考）別途派遣する専門家の業務内容」をそれぞれ参照する。同専門家の活動に係る費用は発注者が別途手配する。

- 発注者は受注者の求めに応じ、同専門家への役割分担の理解を促進する。

☒ 施工時の工事安全対策に関する検討（建設・建築を伴うパイロット事業等を行う場合）

- パイロット事業等による建設工事の実施にあたっては、受注者は「ODA 建設工事安全管理ガイドンス」に沿った工事安全管理を行う。
- 具体的には、建設工事入札時は応札者（コントラクター）から安全対策プランを、工事着工時はコントラクターから安全施工プランを提出させ、その内容をレビューする。また、施工中は安全施工プランに沿った施工が行われていることを確認すると共に、これらを含む安全対策全般に係る問題点があればコントラクターに対し改善を求める。

共通業務内容

1. 業務計画書およびワーク・プランの作成／改定

- 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
- なお、業務を期分けする場合には第2期以降、受注者は、期初にワーク・プランを改訂して発注者に提出する。

2. 合同調整委員会（JCC）等の開催支援

- 発注者と相手国政府実施機関は、プロジェクトの意思決定機関となる合同調整委員会（Joint Coordinating Committee）もしくはそれに類する案件進捗・調整会議（以下、「JCC」）を設置する。JCCは、1年に1度以上の頻度で、（R/Dのある場合はR/Dに規定されるメンバー構成で）開催し、年次計画及び年間予算の承認、プロジェクトの進捗確認・評価、目標の達成度の確認、プロジェクト実施上の課題への対処、必要に応じプロジェクトの計画変更等の合意形成を行う。
- 受注者は、相手国の議長（技術協力プロジェクトの場合はプロジェクトダイレクター）が JCC を円滑かつ予定どおりに開催できるよう、相手国政府実施機関が行う JCC 参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認して、発注者へ適宜報告する。
- 受注者は 必要に応じて JCC の運営、会議資料の準備や議事録の作成等、最低限の範囲で支援を行う。

3. 成果指標のモニタリング及びモニタリングための報告書作成

- 受注者は、プロジェクトの進捗をモニタリングするため、定期的にカウンターパートと運営のための打ち合わせを行う。
- 受注者は、発注者及びカウンターパートとともに事前に定めた頻度で（1年に1回以上とする）発注者所定のモニタリングのための報告書をカウンターパートと共同で作成し、発注者に提出する。モニタリング結果を基に、必要に応じて、プロジェクトの計画の変更案を提案する。
- 受注者は、上述の報告書の提出に関わらず、プロジェクト進捗上の課題がある場合には、発注者に適宜報告・相談する。
- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリン

グ、評価するための指標、及び具体的な指標データの入手手段を確認し、カウンターパートと成果指標のモニタリング体制を整える。

- プロジェクト終了の半年前の終了時評価調査など、プロジェクト実施期間中に発注者が調査団を派遣する際には、受注者は必要な支援を行うとともに、その基礎資料として既に実施した業務において作成した資料の整理・提供等の協力を行う。

4. 広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用したプロジェクトの活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で使えるよう、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

5. 業務完了報告書／業務進捗報告書の作成

- 受注者は、プロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、上位目標の達成に向けた提言等を含めた業務完了報告書を作成し、発注者に提出する。
- 業務実施契約を期分けする場合には、契約毎に契約期間中のプロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、次期活動計画等を含めた業務進捗報告書を作成し発注者に提出する。
- 上記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し承認を得た上で、相手国関係機関に説明し合意を得た後、最終版を発注者に提出する。

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務：開発途上国における総合土砂管理分野に係る各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

* 1) 及び 2) を併せた記載分量は、15 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付けの目安（2号）】

① 対象国及び類似地域：モロッコ国及び全途上国

② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2026年1月～2030年1月（計48カ月）

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 53.30 人月

「本邦研修に関する業務人月3.80を含む（本経費は定額計上に含まれる）。なお、上記の業務人月には、事前業務も含まれます。」

2) 渡航回数の目途 延べ41回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 環境社会配慮
- 濁度モニタリング機材設置および測定
- 河床材料調査・水質調査
- 深淺測量
- 河道縦横断測量
- 衛星画像解析
- 小規模土砂対策の実施指導

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

➤ モロッコ国「流域とダム貯水池のための総合土砂管理プロジェクト」RD
本業務に関する以下の資料をJICA地球環境部水資源グループ水資源第一チームから配付しますので、gegwt@jica.go.jp宛にご連絡ください。

- モロッコ国「ダム堆砂対策を含む水資源管理に係る情報収集・確認調査」ファイナル・レポート
- モロッコ国「ダム貯水池のための総合的土砂管理プロジェクト」詳細計画策定調査報告書

2) 公開資料

- JICA グローバルアジェンダ「19. 持続可能な水資源の確保と水供給」及びクラスター事業戦略「地域の水問題を解決する実践的統合水資源管理」

<https://www.jica.go.jp/activities/issues/water/index.html>

- モロッコ国協力準備調査（有償）「ガルブ地域灌漑開発事業」案件概要表

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/100360354.pdf>

- モロッコ国有償資金協力「河川流域保全事業」外部事後評価報告書
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2017_MR-P24_4_f.pdf
- モロッコ国有償資金協力「アブダ・ドゥカラ灌漑事業」外部事後評価報告書
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2005_MR-P9_4_f.pdf

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置（英語⇄仏語）	無 ※カウンターパートの間に発生するコミュニケーションは英語可ですが、プロジェクトサイトでのコミュニケーションは仏語となります。
3	執務スペース	有
4	家具（机・椅子・棚等）	有
5	事務機器（コピー機等）	有
6	Wi-Fi	有

(6) 安全管理

- 1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA モロッコ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たって

は、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 契約期間の分割について

第1章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

(2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積りが提出された場合、同提案・見積りは企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積りとしてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積りは技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含める可否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合: 超過分のみを別提案・別見積りとして提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合: 当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催(上限額内)のA案と対面開催(上限超過)のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積りにはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積りとなる経費(B案の経費)とともに別途提出します。

【上限額】

315,424,000円(税抜)

※ 上記の金額は、下記(3)別見積りとしている項目、及び(4)定額計上としている項目を含みません(プロポーザル提出時の見積りには含めないでください)。

※ **本見積りが上限額を超えた場合は失格となります。**

(3) 別見積りについて(評価対象外)

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積りとして認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費

３） 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

（４） 定額計上について

本案件は定額計上があります（101,303,000円（税抜））。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	環境社会配慮	「第２章 第6条 再委託」	16,000,000円	環境調査費一式	再委託
2	濁度モニタリング機材設置および測定	「第２章 第6条 再委託」	2,000,000円	パイロット活動１の濁度測定費一式	再委託
3	河床材料調査・水質調査	「第２章 第6条 再委託」	10,000,000円	パイロット活動１の水質調査費一式	再委託
4	深淺測量	「第２章 第6条 再委託」	10,000,000円	パイロット活動１の深淺測量費一式	再委託
5	河道縦横断測量	「第２章 第6条 再委託」	16,000,000円	河道縦横断測量費一式	再委託
6	衛星画像解析	「第２章 第6条 再委託」	8,000,000円	衛星画像解析費一式	再委託
7	小規模土砂対策の実施指導	「第２章 第6条 再委託」	5,000,000円	パイロット活動２の小規模土砂対策の実施指導費一式	再委託
8	パイロット活動１に係する濁度モニタリングおよび	「第２章 第7条 機材調達」	9,800,000円	パイロット活動１：河道固定用高濃度濁度測定器4つ、濁度測定器4つ、堆砂サンプル	機材費

	サンプリング 機材			ル採取用エクマンバ ージ採泥器2つ、ポー タブル水質計2つ、ポ ータブル流速計2つ を想定するが、関係 機関と協議の上、決 定する。	
9	パイロット活 動2に関係す る雨量計およ び発芽測定・ 植栽用機材	「第2章 第 7条 機材調 達」	10,900,000円	パイロット活動2： 降雨測定用転倒ます 式雨量計2つ、発芽測 定用機材一式（発芽 測定器、活着率の測 定用気温計・土壤温 度計・テンシオメー ター）、植栽用機材一 式（10 ha×2箇所の 苗木/斜面緑化、点滴 灌漑/タンク、保護策 /標識等機材）を想定 するが、関係機関と 協議の上、決定する。	機材費
10	本邦研修にか かる経費	「第2章 第 4条（2）」	13,603,000円	報酬（事前業務（3号 0.8人月及び5号2.0 人月：提案は認めな い）、及び同行（3号 1.0人月：研修内容を 踏まえ提案、見直し 可）、直接経費 4,000,000円）	報酬 国内業 務費

（５）見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

（６）旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。
払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考え

られる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

（7）機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

（8）外貨交換レートについて

1）JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

（URL：https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html）

（9）その他留意事項

特になし。

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評 価 項 目	配 点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制（本邦／現地）	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	60	
(2) 要員計画／作業計画等	(10)	
ア) 要員計画	5	
イ) 作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力：業務主任者／〇〇	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力：副業務主任者／〇〇	(一)	(8)
ア) 類似業務等の経験	一	4
イ) 業務主任者等としての経験	一	2
ウ) 語学力	一	1
エ) その他学位、資格等	一	1
3) 業務管理体制	(一)	(4)

以 上